

27文科生第631号

中央教育審議会

通信教育の廃止及び条件の変更について、社会教育法（昭和24年法律第207号）
第55条第2項において準用する第51条第3項の規定に基づき諮問します。

平成28年3月9日

文部科学大臣 馳

浩



文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

1. 廃止の申請(3団体5課程)

申請団体名	課程名	廃止の理由
一般社団法人 日本経営協会	経営実務講座営業戦力化コース	開講当時は指定研修として多くの企業に採用されていたが、経済状況の悪化及び、営業形態の多様化・専門化などにより需要が激減したため。 多様化・専門化に対応できる通信教育コースを開発することは困難と判断したため。
	経営実務講座ビジネス文書速修コース	内容の陳腐化が問題となる中、執筆者死亡により部分改訂を行えないため。 全面改訂も検討したが、受講者数が見込めないため。
	経営実務講座営業基礎コース	開講当時は大量採用時代であり、指定研修として多くの企業が採用していたが、経済状況の悪化により需要が激減したため。 内容が陳腐化しやすく頻繁な改訂が望まれるが、改訂が困難なため。
東京農業大学	造園製図コース	時代の変化とともに、受講者及び修了者が減少し、オープンカレッジやeラーニングでの学習のニーズが高まったため。 また、通信教育方式では受講者と教員がコミュニケーションを取りづらく、このようなニーズへの対応が難しくなったため。
一般社団法人 全国農協乳業協会	乳業製造技術通信教育	平成28年3月31日をもって一般社団法人を解散するため。

2. 条件の変更の申請(1法人6課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
公益財団法人 日本英語検定協会	実用英語講座1級クラス	基本教材の内容の変更	小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
		修業期間 (6か月から3か月へ変更)	
	実用英語講座準1級クラス	基本教材の内容の変更	
		修業期間 (6か月から3か月へ変更)	
	実用英語講座2級クラス	基本教材の内容の変更	
		修業期間 (6か月から3か月へ変更)	
実用英語講座準2級クラス	基本教材の内容の変更		
実用英語講座3級クラス	基本教材の内容の変更		
実用英語講座4級クラス	基本教材の内容の変更		

文部科学省認定社会通信教育 廃止申請について

I 一般社団法人日本経営協会

(1) 法人の概要

- ①目的 経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行うことにより、経営及びオフィス・マネジメントの革新及び社会資産の創出並びに新しい価値創造の推進を図り、もって我が国経済社会の発展と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- ③設立年月日 昭和24年2月28日
- ④旧所管官庁 経済産業省

(2) 廃止しようとする課程の概要

1. 経営実務講座営業戦化コース

- ①認定年月日 平成3年5月29日
- ②通信教育の目的 中堅の営業社員に対し、営業技術の修得、戦略的営業展開を進めるうえの知識を修得させる。
- ③修業期間 3か月
- ④廃止の理由 開講当時は指定研修として多くの企業に採用いただいていたが、その後の経営状況の悪化及び、営業形態の多様化・専門家に対応できる通信教育コースを開発することは困難と判断し、廃止としたい。
- ⑤受講者の措置 本コースの普及活動は既に停止している。全ての受講者の学習期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

2. 経営実務講座ビジネス文書速修コース

- ①認定年月日 平成3年5月29日
- ②通信教育の目的 ビジネス文書作成能力向上。
- ③修業期間 3か月
- ④廃止の理由 内容の陳腐化が問題となる中、執筆者死亡のため部分改訂を行えない。全面改訂も検討したが、受講者が見込めないため廃止としたい。
- ⑤受講者の措置 本コースの普及活動は既に停止している。全ての受講者の学習期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

3. 経営実務講座営業基礎コース

- ①認定年月日 平成3年5月29日
- ②通信教育の目的 営業部門の新人に対し、営業の基礎知識と基本動作を修得させる。
- ③修業期間 3か月
- ④廃止の理由 開講当時は大量採用時代であり、指定研修として多くの企業に採用いただいていたが、その後の経済状況の悪化により需要が激減したこと。内容が陳腐化しやすく頻繁な改訂が望まれるが、改訂が困難な事情があることから廃止としたい。
- ⑤受講者の措置 本コースの普及活動は既に停止している。全ての受講者の学習期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

Ⅱ 学校法人 東京農業大学

(1) 法人の概要

- ①目的 生涯学習社会に対応して、広い教養と本学の特性を生かした専門の学術、理論及び技術を習得させ、豊かな生涯学習を築く機会を与えることを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都世田谷区桜丘1-1-1
- ③設立年月日 大正14年5月18日
- ④旧所管官庁 文部科学省

(2) 廃止しようとする課程の概要

1. 造園製図コース

- ①認定年月日 平成7年7月18日
- ②通信教育の目的 造園業関係、緑化関係従事者及び一般の人を対象に、教材により自宅にいながら技術を修得するとともに、高度化しつつある造園技術に対応できる技術者の養成と社会的地位の向上を図ることを目的とする。
- ③修業期間 6か月
- ④廃止の理由 時代の変化とともに、受講者及び修了者が減少し、オープンカレッジやeラーニングでの学習へニーズが高まったため。また、通信教育方式では受講者と教員がコミュニケーションを取りづらく、このようなニーズへの対応が難しくなったため。
- ⑤受講者の措置 平成18年より新規受講を停止、平成19年をもって、延長期間を含めて全ての受講者が修了。講座の廃止後も過去の修了者が修了証の再発行を求めた場合は、過去の受講・修了履歴を参照して修了証明書の発行を行う。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

Ⅲ 一般社団法人全国農協乳業協会

(1) 法人の概要

- ①目的 農業協同組合等が営む乳業事業の一層の成長を図り、酪農生産者とともに安全で多様な健康的機能を有する牛乳及び乳製品を広く国民に提供し、我が国の酪農乳業の発展と国民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都千代田区神田紺屋町28番地 那智ビル3階
- ③設立年月日 昭和46年6月4日
- ④旧所管官庁 農林水産省

(2) 廃止しようとする課程の概要

1. 乳業製造技術通信教育

- ①認定年月日 平成元年7月29日
- ②通信教育の目的 製造技術担当職員等に対し、自己啓発及び製造技術の基本的知識を習得させ人材の育成に寄与せしめ、農協乳業の製造技術水準の向上に資することを目的とする。
- ③修業期間 6か月
- ④廃止の理由 平成28年3月31日をもって一般社団法人を解散するため。
- ⑤受講者の措置 本年度の講座の受講生は平成28年3月までに終了する予定。
- ⑥廃止の時期 平成28年3月31日

文部科学省認定社会通信教育 条件の変更の申請について

公益財団法人 日本英語検定協会

(1) 法人の概要

- ①目的 日常の社会生活に必要な英語の普及、向上及び習得に資するため、別に定める実用英語技能審査基準に従い、その習得した英語の能力を検定し、及びその能力を養成し、我が国における生涯学習の振興に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都新宿区横寺町55
- ③設立年月日 昭和38年4月5日
- ④旧所管官庁 文部科学省

(2) 条件を変更しようとする課程の概要

1. 実用英語講座1級クラス

- ①認定年月日 昭和46年7月21日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 31,160円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

2. 実用英語講座準1級クラス

- ①認定年月日 平成3年3月12日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 27,920円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

3. 実用英語講座2級クラス

- ①認定年月日 昭和46年7月21日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 24,680円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

4. 実用英語講座準2級クラス

- ①認定年月日 平成8年4月26日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 21,440円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

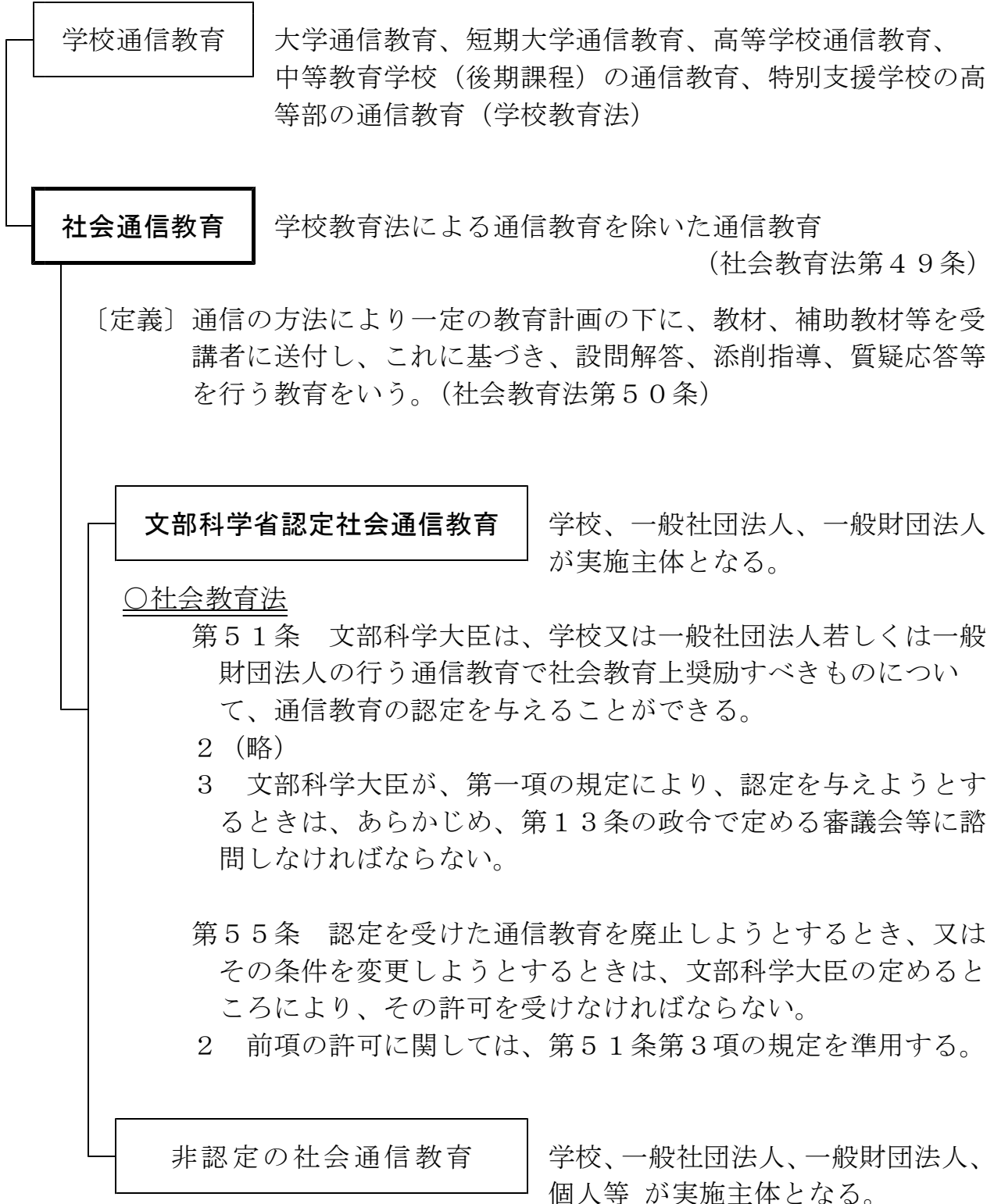
5. 実用英語講座3級クラス

- ①認定年月日 昭和46年7月21日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 18,200円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

6. 実用英語講座4級クラス

- ①認定年月日 昭和46年7月21日
- ②通信教育の目的 国際化時代の英語学習に必要な「聞く、話す、読む、書く」の四技能を総合的に養い、実生活に役立つ英語力を習得させる。
- ③修了期間 3か月(6か月まで延長可能)
- ④受講料 14,960円(入学金含む)
- ⑤変更理由 小改訂が繰り返されてきたが、時間の経過に伴って現行教材は現時点でやや不適切な内容・題材が多くみられるようになってきており、本格的な改訂の必要が生じたため。
- ⑥変更時期 平成28年4月1日

通信教育について



社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成28年1月現在、実施団体数は27団体、112課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

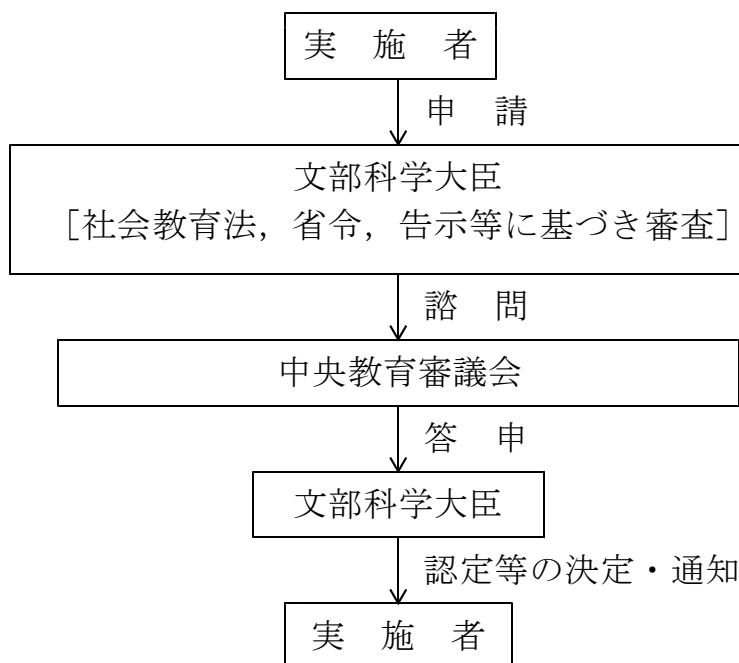
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	9	43	23千人
技術系課程	6	30	3千人
生活技術・教養系課程	12	39	23千人
計	27	112	49千人

※実施団体数及び課程数は平成28年1月現在。受講者数は平成26年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧

平成28年1月25日現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事 務 系 (43 課 程)	1	(一財)日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座(3級コース、2級コース)
	2	(一財)実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	(一社)日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4	(学)川口学園	2 早稲田速記講座(速習課程、専門課程)
	5	(一社)日本経営協会	9 企業会計講座(企業会計マスターコース)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦力化コース、民法入門コース、労働法入門コース)
	6	(一社)公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	7	(学)産業能率大学	16 漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座、新・きれいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する講座、問題発見・解決力を伸ばす講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座
	8	(一財)日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	9	(一財)社会通信教育協会	1 生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 (30 課 程)	10	秋田大学理工学部	8 秋田大学理工学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	11	(公財)国際文化カレッジ	12 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	12	(一財)中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	13	(学)東京農業大学	1 造園製図コース
	14	(一社)全国農協乳業協会	1 乳業製造技術通信教育
	15	(一財)日本規格協会	2 通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
生 活 技 術 ・ 教 養 系 (39 課 程)	16	(学)香川栄養学園	4 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	17	(学)文化服装学院文化服装学院生涯学習部	2 文化服装通信講座(服装一般)、ファッション画講座上級コース(ファッション・デザイン画編)
	18	(学)杉野学園ドレスメーカー学院	1 ドレメ通信教育講座
	19	(学)大塚学院 大塚末子きもの学院	2 きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	20	(学)清水学園・専門学校 清水とき・きものアカデミー	1 現代きもの講座
	21	(公財)日本英語検定協会	8 実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常ワイルド英語講座
	22	(公財)日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	23	(公財)日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	24	(学)日本放送協会学園	6 漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、添削で上達 川柳実作
	25	(公財)日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】)
	26	(学)サンシャイン学園 東京福祉保育専門学校	1 ホームヘルパー養成2級課程・通信コース
	27	(公社)色彩検定協会	1 たのしく学ぶ色彩講座-初級コース-

(合 計 112 課程)

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）

（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二十七年二月二五日中央教育審議会決定）

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	